

資格証明書(10割負担)を持参した場合

~特別療養登録~

資格証明書を持参した患者さんの登録は保険付加情報にて特別療養扱いにします。既に患者登録のある患者さんの場合は保険付加情報の追加を行なってください。



1 該当の患者さんを呼び出し、[保険付加情報]タブをクリックします。



2 「特別療養区分」の[]をクリックし、“2.特別療養”を選択します。



3 「保険情報の給付率が0に変更されました。」と表示されますので、[はい]をクリックします。



4 「給付率」が“0%”になっている事を確認し、【確定 (F12)】をクリックします。



資格証明書から通常の保険証に戻ったもしくは新たに発行された場合は、保険追加を行うか元の登録済保険に戻って運用します。



レセプト発行については全てのソート順において先頭に出力されます。総括表については「特別診療費 × × 件」として件数のみ印字されます。提出方法については、各自治体へご確認ください。